

USEN Wi-Fiサービス契約約款

(旧名称「店舗向けU-SPOTサービス契約約款」)

2024年7月10日改定
株式会社 USEN

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社USEN（以下「当社」といいます。）は、このUSEN Wi-Fiサービス契約約款（別記および別紙を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従いUSEN Wi-Fiサービス（旧名称を「店舗向けU-SPOTサービス」とい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者
契約者	当社と利用契約を締結した者
契約更新期間	利用契約の契約満了日の属する月の初日から末日までの期間
基本サービス	本サービスのうち、第4条に基本サービスとして定める電気通信サービス
オプションサービス	本サービスのうち、第4条にオプションサービスとして定める電気通信サービス
対象店舗	契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗または施設
光回線	光ファイバーを使用したインターネット接続用の通信回線
USEN Wi-Fi 用通信設備	当社または当社が指定する第三者が所有権を有する、本サービスを利用するためのWi-Fiルーター等の機器または設備
店内 Wi-Fi 接続環境	対象店舗において、契約者、契約者の従業員および対象店舗の来店者がインターネットにWi-Fi接続するための環境
自営端末設備	当社が別に定めるところにより販売もしくは貸与した端末設備以外の端末設備
相互接続点	他の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第32条に基づく電気通信設備の接続に関する締結する協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続利用契約	他社接続回線（相互接続点において接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するものをいいます。以下同じとします。）に係る協定事業者が提供するインターネット接続サービスを利用するための契約

契約者および契約者の従業員向け Wi-Fi サービス	対象店舗において、契約者および契約者の従業員がインターネットに Wi-Fi 接続するサービス
対象店舗の来店者向けフリーWi-Fi サービス	対象店舗において、来店者が当社の指定するアプリケーションを通じて無料でインターネットに Wi-Fi 接続するサービス
対象店舗用ダッシュボードサービス	契約者が、対象店舗の来店者向けフリーWi-Fi 接続サービスを利用する来店者数を管理するサービス
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定する事業所
IoT 機器	当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与する機器
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第2章 本サービスの種類

第4条（本サービスの種類）

本サービスには、次表に掲げるサービスがあり、別紙1に定める通信PLANがあります。

名称	サービス種別	概要
USEN Wi-Fi (旧名称「U SPOT」)	基本サービス	Wi-Fiルーターにより当社が契約者に提供する電気通信サービス
USEN ISP	オプションサービス	当社が、ISP（インターネットサービスプロバイダ）として、光回線を通じたIPv4またはIPv6によるインターネット接続を提供するサービス ※本サービスはオプションサービスとして、当社が別途定めるUSEN ISPサービス利用規約に基づいて提供します。契約者が基本サービスと併せてオプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定めるUSEN ISPサービス利用規約の内容を承諾の上で、利用契約の申込みを行うものとします。

第5条（IoT機器等の貸与）

本サービスの種類ごとに必要になるIoT機器は、当社から貸与します。なお、IoT機器の貸与の具体的な内容は、第4章で規定します。

第6条（サービス提供区域）

本サービスは、別記に定める区域において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用することができない場合があります。

第3章 契約

第7条（利用契約の単位）

当社は、対象店舗ごとに一の利用契約を締結します。

第8条（利用契約申込みの方法）

申込者は、本約款の内容を承諾の上で、当社所定の方法により利用契約の申し込みを行うものとします。

第9条（申込みの承諾）

当社が前項の申込みを承諾したときに、申込み受付日に遡って利用契約が成立するものとします。

2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 利用契約の申込みにおいて虚偽の内容が含まれていたことが判明したとき。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 利用契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用契約の申込者が、第35条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または解除を受けたことがあるとき。
- (6) 利用契約の申込者が、当社の電気通信サービスまたはBGMサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受け、または受けた契約者と関係があるとき。
- (7) 自らまたは自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）であるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

3 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者に対して、承諾しない旨のみを通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第10条（提供開始日および契約期間）

本サービスの提供開始日は、利用契約に基づき当社がIoT機器すべてを引き渡した日とします。

2 利用契約の契約期間は、利用契約の締結日から、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日を起算日として2年間が経過する日までとします。ただし、契約更新期間内に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。

第11条（契約者識別番号）

本サービスの契約者識別番号（契約者回線を識別する番号をいいます。）は、当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合には、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめ変更内容を契約者に当社所定の方法で通知します。

第12条（本サービスのプランの変更）

契約者は、本サービスの種類の変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、変更後のプランの有効期間は、本サービスの利用契約の残期間とし、プランが変更される他は、当該利用契約は有効に存続するものとします。

第13条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所その他の当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
- 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、第1項の届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議無く承諾するものとします。

第14条（権利および義務の譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づき生じる権利および義務を第三者に譲渡することができません。

第15条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社、外部事業者または、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
 - (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
 - (4) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
 - (5) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
 - (6) 异性交際に関する情報を送信する行為
 - (7) 法令または当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
 - (9) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (10) 本サービスの全部または一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
 - (11) 当社または第三者になります行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (12) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (13) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
 - (14) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
 - (15) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (16) 貸与機器等の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
 - (17) 貸与機器等を分解、改造、修理し、IoT機器にあらかじめ行われた設定を変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為
 - (18) 利用契約に定める対象店舗住所からIoT機器を移動する行為
 - (19) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に従わない行為
 - (20) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、本サービスにおける契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が

行った措置に基づき契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第4章 IoT機器の貸与等

第16条 (IoT機器の貸与)

当社は、利用契約に基づき、契約者に対しIoT機器を貸与します。なお、契約者は、IoT機器の利用に必要な消耗品およびIoT機器を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、当社が貸与するIoT機器を予告なく変更することがあります。
- 3 契約者は、利用契約の契約期間中であっても、IoT機器等を返却することができます。
- 4 前項の場合、契約者は別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第17条 (IoT機器の返還)

契約者は、次の場合、当社所定の方法によりIoT機器を当社の指定する本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、契約者が返還期日までにIoT機器を返還しない場合には、当社がその回収を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い支払うものとします。

- (1) 利用契約が解除されたとき。
- (2) 第16条（IoT機器の貸与）第2項の規定により、当社がIoT機器を変更するとき。
- (3) その他IoT機器を利用しなくなったとき。
- 2 契約者は前項により当社にIoT機器を返還する場合、IoT機器を貸与された時の状態に戻した上で、当社が別途定める返却条件に従って、当社に返還するものとします。
- 3 契約者は第1項の場合において、契約者がIoT機器を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、IoT機器を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙1料金表第4（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

第18条 (IoT機器の管理責任)

契約者は、IoT機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 契約者は、IoT機器の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 当社は、第三者がIoT機器を利用した場合であっても、そのIoT機器の貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。
- 4 IoT機器の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はIoT機器の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

第5章 USEN Wi-Fi

第19条 (本サービスの内容)

利用契約の契約期間中、当社は、次に掲げるサービスを、USEN Wi-Fiとして提供します。

- ①USEN Wi-Fi用通信設備の貸与と敷設
- ②店内Wi-Fi接続環境の構築
- ③契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービス
- ④対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービス
- ⑤対象店舗用ダッシュボードサービス
- ⑥USEN Wi-Fi用通信設備および店内Wi-Fi接続環境の保守・遠隔監視

⑦USEN Wi-Fiの利用に関するサポートサービス

⑧前各号に付帯する業務

- 2 契約者は、本サービスを利用する為の光回線およびコンピューター、ソフトウェア等を自らの責任と費用負担により用意するものとします。なお、本サービスを利用可能な光回線は、別途本サービスの仕様に定めるものとします。
- 3 本サービスは、ベストエフォート型のサービスです。光回線設備またはUSEN Wi-Fi用通信設備の状況や前項に定める光回線の状況、他回線との干渉、交換機收容局からの距離などにより、通信速度が低下することがあります。
- 4 当社は、本サービスのメンテナンス、その他やむを得ない事情がある場合、サービスの提供を中止する可能性があります。
- 5 契約者は、来店者に対し対価を発生させることなく店内Wi-Fi接続環境を使用させるものとし、当社は、別途定める「利用規約」に従い、当社が指定するアプリケーションを通じて、対象店舗の来店者に対し、対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービスを提供するものとします。

第20条（対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービス）

当社は、対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービス契約者に対し、契約者の対象店舗への来店客が、対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービスを利用するための端末設備内の自動認証接続画面またはWi-Fi接続用アカウントおよびパスワード（以下「Wi-Fi接続情報」といいます）を、対象店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービスの利用契約1件に対し1つ貸与します。

- 2 契約者および契約者の従業員は、当社が貸与するWi-Fi接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

第21条（契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービス）

当社は、契約者に対し、契約者および契約者の従業員が、契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービスを利用するためのWi-Fi接続情報を、契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービスの利用契約1件に対し1つ貸与します。

- 2 契約者および契約者の従業員は、当社が貸与するWi-Fi接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、契約者および契約者の従業員以外の第三者に使用させてはならないものとします。

第22条（対象店舗用ダッシュボードサービス）

当社は、契約者に対し、契約者が対象店舗用ダッシュボードサービス（以下、単に「ダッシュボード」という）を使用するための管理者用ページのログインIDおよびパスワード（以下「ダッシュボード接続情報」）を、利用契約1件に対し1つ貸与します。

- 2 契約者は、当社が貸与するダッシュボード接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自らが使用するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。
- 3 契約者は、ダッシュボードを、対象店舗用のダッシュボードとしてのみ使用するものとします。
- 4 契約者は、ダッシュボードに表示された対象店舗の名称、所在地等の情報が、対象店舗の来店者等がフリーWi-Fiサービスを利用するための当社指定のアプリケーションにおいて公開されることをあらかじめ承諾するものとし、当該情報に変更が生じる場合には、第13条（契約者の氏名等の変更）に従い手続きを行うものとします。

第23条（本サービス用通信設備の設置条件）

契約者は、本サービス用通信設備の敷設に必要な設置場所を当社に無償で提供するものとします。

- 2 当社がUSEN Wi-Fi提供のために敷設した回線、構内配線にかかる工事は有償となります。

第24条（設置場所変更）

契約者が対象機器の設置場所を変更しようとする場合は、新しい設置場所を事前に当社に書面で通知するものとします。

- 2 設置場所の変更にかかる工事は契約者が自己の責任と費用負担にて行うものとします。ただし、契約者は、対象機器が、当社が所有または使用権を有するものであることを十分認識のうえ取り扱うものとし、対象機器を紛失、また対象機器の全部または一部に毀損等が生じた場合には、第18条（IoT機器の管理責任）の規定に従うものとします。
- 3 設置場所の変更に伴い、当社が、利用契約の内容変更が必要と判断した場合、当社は別途契約者と協議のうえ、利用契約の内容を覚書で変更し、または利用契約を解除することができます。

第25条（利用の制限）

本サービスの通信利用の制限については、本約款に定めるほか、本サービスの種類ごとに、別記に掲げる関連事業者の約款の定める通信利用の制限に準ずるものとします。

第26条（重要通信の取扱い）

当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供している本サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

第27条（保守・サポート）

当社は、以下の保守サービスおよびサポートサービスを提供します。

- ①USEN Wi-Fi用通信設備等の保守・対象店舗内のWi-Fi接続環境の保守・遠隔監視
保守サービスの範囲等は、第30条（保守サービスの範囲）に定めるとおりとします。
- ②サポートサービス

契約者および対象店舗の来店者からの、本サービスに関する電話・WEB等によるお問い合わせへの対応

第28条（保守の対象機器）

本サービスにおける保守対象機器は（以下「対象機器」といいます）、第23条（本サービス用通信設備の設置条件）により当社が本サービス提供のために対象店舗に設置した、当社が所有または使用権をもつ本サービス用通信設備および店内Wi-Fi接続環境とします。

第29条（保守サービスの範囲）

保守サービスとは、対象機器に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、①遠隔保守②交換保守を無償で行うことを言います。ただし、修理の結果、部品交換を要する場合は、第31条（保守に係る部品交換）の規定に従うものとします。

- 2 保守サービスにおいて、対象店舗への訪問が必要となった場合、有償にて対応するものとします。
- 3 保守対応時間は第33条（保守サービス受付・対応時間帯）記載の時間帯に限るものとし、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えることが明らかな場合には、翌営業日（当社の定める営業日とします）の保守サービス時間帯に対応するものとします。
- 4 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとします。
- 5 次のいずれかの事由によって生じる対象機器の修理等の作業については、これを本条第1項の範囲に含めないものとします。
 - ①対象機器の保証書等に記載された使用方法に反した契約者の利用取扱いに起因する障害
 - ②当社の技術員および当社指定の第三者以外の者による修理または調整に起因する場合
 - ③契約者もしくは契約者の関係者が故意に対象機器を破損させた場合
 - ④契約者が当社の承諾なしに対象機器に他の装置や器具を取り付けまたは接続したことに起因する場合
 - ⑤天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合
- 6 保守サービスには、対象機器の経年劣化等による老朽化および当社の判断による機器の交換・更新を含むものとします。

第30条（保守サービスの料金）

保守サービスの料金は、基本利用料に含むものとします。

第31条（保守に係る部品交換）

対象機器の保守に必要とする交換部品・付属部品等の取扱いについては、無償といたします。

第32条（保守サービス受付・対応時間帯）

保守サービスの受付・対応時間帯は、以下のとおりとします。

受付時間：24時間、365日

※22時から翌9時まで受付分は、翌営業日以降に回答するものとします。

保守対応時間：①月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）10：00～20：00

②土曜・日曜・祝祭日 10：00～17：00

第33条（保守サービスの提供）

保守サービス提供期間は、第10条（提供開始日および契約期間）の規定に準ずるものとします。

- 2 保守サービスのみの解約はできないものとします。

第6章 利用中止および利用停止

第34条（本サービスの提供の中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社、関連事業者もしくは協定事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第27条（重要通信の取扱い）の規定により、契約者回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第35条（本サービスの提供の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、あらかじめ契約者に通知することなく、契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第8条（利用契約申込みの方法）に基づく申込みにおいて虚偽の内容を記載したことが判明したとき。
- (3) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
- (4) 不可抗力等により本サービスの運営ができなくなったとき。
- (5) その他本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに係る業務の遂行または当社に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

第36条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合には、当社は、契約者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第7章 料金等

第37条（料金）

本サービスの料金は、別段の定めがない限り、別紙1料金表に定める基本利用料その他料金とします。

第38条（基本利用料の支払義務）

契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から利用契約の解除があった日までの期間について、別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する基本利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の中止または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。

- (1) 第35条（本サービスの提供の中止）の規定または第35条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの提供の停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
- (2) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない事由により、その本サービスを全く利用することができない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。
- 5 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

第39条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第40条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第41条（債権の譲渡）

当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第42条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、契約者が負担するものとします。

第8章 保守

第43条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第44条（IoT機器の遠隔監視）

当社は、当社の監視システムによりIoT機器と通信を行い、当社が定める項目の監視を行います。

- 2 前項の監視によりIoT機器が停止していることが判明した場合および当社が必要と判断した場合には、当社は、契約者に通知することなく直ちに、遠隔操作によりIoT機器が停止している機器の再起動を行うものとします。
- 3 第1項の監視により遠隔操作では解決しない障害が発見された場合には、当社は、契約者に対し出張修理を案内します。
- 4 前項の案内または出張修理前に契約者と当社間で行われた連絡において、契約者負担として説明された費用を除き、前項の費用は基本利用料に含まれます
- 5 通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。
- 6 自営端末設備の仕様等により、当社の監視システムとIoT機器との通信ができない場合は、本条に定める遠隔監視および第29条（保守サービスの範囲）第1項に定める遠隔保守の対象外とします。

第45条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用できないとき、その他障害を発見したときは、その自営端末設備、自営電気通信設備に故障または不具合がないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
- 4 当社は、第2項の調査の結果、IoT機器の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合には、契約者は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします

- (1) 障害等の解消にIoT機器の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
- (2) IoT機器の故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によるもの（自営端末設備、自営電気通信設備または音響機器等の不具合が原因であった場合を含みます。）であると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換に係る費用を、当社の請求に従い支払うこと。

5 障害等が、関連事業者が設置する電気通信設備に生じ、またはその設備が滅失したことに起因するときは、当社は、本条に定める対応を行う責任を負いません。

第46条（修理または復旧の順位）

当社は、当社もしくは関連事業者の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第27条（重要通信の取扱い）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第47条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社もしくは関連事業者の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することができます。

第48条（修理部品）

当社は、IoT機器の修理においてその一部に後継品、再生品または代替品を使用することができます。

第9章 一般条項

第49条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、契約者が本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じ

とします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款および料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する料金

- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

第50条（免責）

当社は、契約者回線に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことによる損害を与えた場合または契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本約款の変更により契約者が自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 5 当社は、次に掲げる事由ならびにこれに起因して契約者または第三者に生じた損害および損失について、賠償、補填その他の法律上の責任を負いません。
- (1) 天災、事変および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
 - (2) 当社の責めに帰することができない事由により生じた本サービスの停止
 - (3) 他の契約者の行為に起因する本サービスの障害
 - (4) 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
 - (6) 台風、地震、落雷などの自然災害に起因して生じた契約者または対象店舗が所有または占有する動産もしくは不動産に対する損害
 - (7) 契約者と別途の合意により本サービスに関連して設置した機器の設置または保守の工事から1年を経過した後の施工または作業箇所に発生した不具合
 - (8) 利用契約終了後の対象店舗の外装または内装に対する原状回復
 - (9) 本サービスの一部または全部の廃止

第51条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者が基本サービスと併せてオプションサービスの利用契約を締結している場合、オプションサービスのみの利用契約の解約はできないものとします。

第52条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第36条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第36条（本サービスの利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、第36条（本サービスの利用停止）第1項に定める利用停止および催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者に対し第56条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めたときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体もしくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第53条（業務の一部委託）

当社は本サービスを提供するにあたり、申し込みの取次、料金の請求、料金の徴収およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することができます。

第54条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第55条（是正措置）

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

第56条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

第57条（個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社は、契約者の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。
 - ① 契約者への本サービスの提供
 - ② 契約者の管理

- (③) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - (④) 貸与機器等の梱包、発送業務
 - (⑤) 料金の請求に関する業務
 - (⑥) 契約者からの問合せへの対応業務
 - (⑦) 当社が発行するメールマガジンの配信
 - (⑧) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
 - (⑨) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - (⑩) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、
（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、
（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際（二）協定事業者からの請求があつた際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。
- 4 当社は、当社規程に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第58条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所および電話番号をその協定事業者に通知することができます。

第59条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しあつ実施可能とします。

第61条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法によるものとします。

第62条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2019年6月3日制定

2022年7月1日改定

2022年12月1日改定 ※「店舗向けU-SPOTサービス契約約款」から名称変更

2023年10月18日改定

2024年7月10日改定

別記

1 サービス提供区域

(1) 本サービスの提供区域は、8関連事業者に記載の「IP通信網サービス契約約款」に定める区域に準ずるものとします。

2 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備を接続するときは、本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号または様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) (1)から(4)までの規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第103条の5に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。

イ その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。

ウ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前五号の規定に準じて取り扱います。

3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等または別記2(5)アに定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

4 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

イ その接続が技術基準等に適合しないとき。

ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記3の規定に準じて取り扱います。

6 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

7 当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

8 関連事業者

関連事業者	約款
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款

【別紙1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することができます。

8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1 基本利用料

基本利用料の適用については、第38条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、ルーターアクセスポイントモード（V6：固定IP）およびルーターアクセスポイントモード（V4/V6：変動IP）の基本利用料には、オプションサービスの月額費用を含みます。

基本利用料の適用													
	USEN Wi-Fi の基本利用料は、次表に定めるとおりとします。												
	<table border="1"><thead><tr><th>通信 PLAN 名</th><th>金額（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>ルーターアクセスポイントモード（V6：固定IP）</td><td>3,480円</td></tr><tr><td>ルーターアクセスポイントモード（V4/V6：変動IP）</td><td>2,680円</td></tr><tr><td>ルーターアクセスポイントモード（ISP無し）</td><td>1,480円</td></tr><tr><td>増設用アクセスポイントモード</td><td>1,480円</td></tr><tr><td>認証画面カスタマイズ</td><td>500円</td></tr></tbody></table>	通信 PLAN 名	金額（月額）	ルーターアクセスポイントモード（V6：固定IP）	3,480円	ルーターアクセスポイントモード（V4/V6：変動IP）	2,680円	ルーターアクセスポイントモード（ISP無し）	1,480円	増設用アクセスポイントモード	1,480円	認証画面カスタマイズ	500円
通信 PLAN 名	金額（月額）												
ルーターアクセスポイントモード（V6：固定IP）	3,480円												
ルーターアクセスポイントモード（V4/V6：変動IP）	2,680円												
ルーターアクセスポイントモード（ISP無し）	1,480円												
増設用アクセスポイントモード	1,480円												
認証画面カスタマイズ	500円												
(1) 基本利用料の料金種別の選択													

(2) 契約期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用	ア 本サービスには、一の契約ごとに契約期間があります。 イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第38条（基本利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第3（契約解除料）に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
----------------------------------	--

第2 初期費用

1 本サービスにおける初期費用および利用料（基本料金以外）は、以下のとおりとなります。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知することにより改定できるものとします。

初期費用	金額
USEN Wi-Fi 初期費用	20,000円

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、次のとおりとします。

区分	内 容	
	契約解除料は、次のとおりとします。	
(1) 契約解除料の適用	種別	内 容
	解約事務手数料	契約更新期間以外の日で基本サービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。
	違約金	契約更新期間以外の日で本サービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2 契約解除料

契約解除料は、利用契約の申込日により、また、契約者が法人※1 または個人（個人事業主を含みます）のいずれであるかにより、それぞれ次のとおりとします。

※1 法人とは、法律にもとづいて設立された、法人格を有する組織・団体をいいます。

法人格の例：株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人など

利用契約の申込日が 2022 年 6 月 30 日以前である場合

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	全て	10,000円
違約金	利用契約ごとに	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額

利用契約の申込日が 2022 年 7 月 1 日以降である場合

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	法人	10,000円
		個人	0円

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）

違約金	利用契約ごとに	法人	契約期間の残期間分 の基本利用料に相当 する額
		個人	1ヶ月分の基本利用 料に相当する額※2

※2 初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

第4 紛失・損害金（一時金）

項目	単位	金額（課税対象外）
USEN Wi-Fi 業務用 Wi-Fi ルーター	1個ごとに	20,000円